



2026年9月18日

各 位

会 社 名 ノイルイミューン・バイオテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 玉田 耕治
(コード番号：4893 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役管理部長兼 CFO 永井 寛子
ir@noile-immune.com

第三者割当によるノイルイミューン・バイオテック株式会社第14回新株予約権（行使価額
修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年9月18日（以下「発行決議日」といいます。）付の取締役会において、以下のとおり第三者割当によるノイルイミューン・バイオテック株式会社第14回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026年10月5日
(2) 発行新株予約権数	100,000個
(3) 発行価額	新株予約権1個につき14円（総額1,400,000円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：10,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額は81円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,000,000株であります。
(5) 資金調達の額 （差引手取概算額）	1,349,400,000円（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 136円 行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	岡三証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) 行使期間	上記「(1) 割当日」欄記載の割当日の翌銀行営業日（当日を含みます。）から2028年10月5日まで
(9) そ の 他	当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	予定の第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」、別記「6. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップ」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等（7）その他」をご参照ください。 ① 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること ② 当社は、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を得ることなく、本第三者割当契約締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこと（ロックアップ） ③ 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議に基づく承認が必要であること
--	--

（注）資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

（1）資金調達の主な目的

＜本資金調達のポイント＞

- 当社は、最優先パイプライン NIB103 の第 I 相臨床試験を進めるとともに、後続パイプラインの臨床ステージへの移行及び CAR-T 細胞の次世代製法の開発を推進しております。
- 本資金調達は、既存パイプラインの着実な進展に必要な資金を確保するとともに、財務基盤の安定性を維持しながら、患者体内で CAR-T 細胞を直接誘導する in vivo CAR-T をはじめとする次の成長機会への投資を本格化することを目的としております。
- 調達資金 1,349 百万円を、in vivo CAR-T の研究開発 600 百万円、NIB103 の開発 500 百万円、NIB104 の研究開発 125 百万円及び次世代製法の研究開発 124 百万円に充当し、現在の事業価値を担う既存 CAR-T の臨床的価値及び競争力の向上と、将来の成長を担う in vivo CAR-T の開発候補選定、非臨床試験、IND 準備への進展を並行して進めることで、二つの製品モダリティによる事業基盤の構築を目指します。

＜本資金調達の位置づけ＞

当社は、独自の PRIME 技術（※1、用語説明については「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」をご参照ください。）を搭載した CAR-T 細胞療法（※2）により、固形がん（※3）に対する新たな治療法の実用化を目指しております。最優先パイプラインである NIB103 については、2026 年に第 I 相臨床試験（※4）における患者への投与を開始し、当社の PRIME 技術を臨床的に検証する重要な段階に移行しております。また、後続パイプラインである NIB104 についても、医師主導臨床試験（※5）（第 I 相）に向けた研究開発を進めております。

一方、当社は、これまでの CAR-T 細胞の研究、製造及び臨床開発を通じて蓄積してきた技術及び知見を活用し、患者の体内に存在する T 細胞（※6）へ CAR 遺伝子を直接送達して CAR-T 細胞を誘導する in vivo CAR-T（※7）の研究開発を進めております。In vivo CAR-T は、患者ごとの細胞採取及び体外での細胞製造を省略できる技術であり、治療開始までの期間短縮、製造・供給・物流負担の軽減及び治療アクセスの拡大につながることを期待される次世代の CAR-T 治療アプローチです。

2026 年 12 月期中間会計期間は、事業収益はなかった一方で開発の継続により、営業損失は 419 百万円、経常損失は 370 百万円、中間純損失は 372 百万円となりました。また、2026 年 6 月 30 日時点において、現金及び現金同等物 3,544 百万円を保有しております。当社の事業は、研究開発から臨床開発を経て事業化に至るまで継続的な先行投資を必要とする事業特性を有しており、特に臨床開発の進展や開発パイプ

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

インの拡充に伴い、研究開発費が増加する可能性があります。2025 年 12 月期の年間研究開発費は 360 百万円であり、2026 年 12 月期中間会計期間では 193 百万円を計上しております。このような事業特性を踏まえ、当社は、既存パイプラインの研究開発を着実に進めるための資金を確保するとともに、一定の財務余力を維持しながら、将来の成長機会に対して機動的に投資できる財務基盤を構築することが重要であると考えております。

本資金調達は、手元資金の不足を補うことを主たる目的とするものではなく、既存 CAR-T の価値及び競争力をさらに高めるとともに、in vivo CAR-T を新たな成長機会として本格的に推進するための追加的な成長投資資金を確保することを目的とするものです。当社は、既存資金及び公的助成等を活用しながら臨床開発が進展する既存パイプラインを着実に進展させるとともに、今回調達する資金を追加的に投入することで、既存 CAR-T の価値最大化と並行して in vivo CAR-T を含む次世代技術への投資を加速し、当社の CAR-T 事業のさらなる成長と収益の拡大、中長期的な企業価値の向上を目指します。

<当社が in vivo CAR-T に取り組む競争優位性>

In vivo CAR-T は市場形成の初期段階にあります。in vivo CAR-T の世界市場は 2026 年の約 8.6 億米ドルから 2035 年には約 108.4 億米ドルへ拡大し、2026 年から 2035 年までの年平均成長率は 32.5% になるとも予測されております（出典：Precedence research, In Vivo CAR-T Therapy Market Size, Share and Trends 2026 to 2035）。このような高い成長期待を背景に、2026 年には大手製薬企業による関連企業の買収や提携が相次いで公表されています。2026 年 2 月には Eli Lilly 社による Orna Therapeutics 社の買収（最大 24 億米ドル）、4 月には同社による Kelson Therapeutics 社の買収（契約時 32.5 億米ドル、最大総額 70 億米ドル）が公表されております。また、同年 7 月には Johnson & Johnson 社が、Sail Biomedicines 社との戦略的提携（7.85 億米ドルの初期支払い及び 1.4 億米ドルの追加支払い、25.8 億米ドルの追加支払いによる買収できるオプション権付）を公表しております。このように、2026 年に限定しても、in vivo CAR-T 領域では、大手製薬企業による関連企業の買収及び提携が相次いでおり、将来の成長が期待される領域であると当社は認識しております。

In vivo CAR-T の実現には、体内の T 細胞へ CAR 遺伝子等を安全かつ効率的に送達する技術に加え、CAR 及び機能性遺伝子の設計、T 細胞における機能評価、薬効薬理・安全性評価、製造・品質並びに臨床開発に関する総合的な技術及び知見が必要となります。

当社は、PRIME CAR-T の研究、製造及び臨床開発を通じ、CAR 及び機能性遺伝子の設計、T 細胞への遺伝子導入、細胞機能評価、薬効薬理・安全性評価、製造・品質及び臨床開発に至る一連の技術及び知見を蓄積しております。

さらに、2025 年 2 月 4 日付「東京大学との核酸送達用ポリマー化合物に関するオプション契約締結のお知らせ」にて開示したとおり、東京大学との共同研究を通じ、核酸送達用ポリマー化合物を用いた非ウイルス性送達技術（※ 8）の研究基盤を構築するとともに、当社独自の新規ウイルスベクター（※ 9）（以下「本ベクター」といいます。）を開発しております。本ベクターは、T 細胞に特異的に、かつ約 1 時間という短時間で感染するよう改変したものであり、in vivo CAR-T への応用を進めております。

当社の取り組みは、単なる in vivo CAR-T への新規参入ではなく、これまで CAR-T 領域で蓄積してきた創薬・製造・非臨床・臨床開発の技術基盤と、新たに構築してきた送達技術を融合することにより、これまで進めてきた CAR-T 事業をさらに発展させることであり、当社独自の技術基盤を活用した in vivo CAR-T の実現を目指します。

将来的には、CAR 遺伝子に加え、IL-7 及び CCL19（※10）等の PRIME 機能を担う遺伝子を体内の T 細胞へ送達することで、当社独自の PRIME 技術を in vivo CAR-T へ展開することを目指します。

<今回の成長投資によって目指す Value Inflection Points>

今回調達する 1,349 百万円は、単に既存の研究開発を継続するための資金ではなく、各事業を次の価値創出段階へ進展させるための成長投資として、以下の研究開発に充当します。

投資対象	投資額	現在のステージ	今回の調達で目指す到達点
In vivo CAR-T	6.0 億円	送達技術、CAR 技術の研究開発	開発候補選定 → 非臨床試験 → IND 準備段階への進展
NIB103	5.0 億円	第 I 相臨床試験	臨床データの取得 → NIB103 の臨床的価値の向上、PRIME 技術の臨床的検証

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

投資対象	投資額	現在のステージ	今回の調達で目指す到達点
NIB104	1.25 億円	医師主導治験に向けた研究開発	NIB104 の臨床ステージへの進展 → 臨床ステージパイプラインの拡充
次世代製法	1.24 億円	製造技術研究	製造期間の短縮、製造工程の自動化 → 高性能 CAR-T の誘導、製造コストの削減

In vivo CAR-T については、送達技術及び搭載する送達遺伝子構成の最適化、薬効薬理・安全性及び体内動態の評価、製造・品質評価方法の検討を進め、開発候補の選定、非臨床試験（※11）及び IND（※12）準備へ研究開発段階を進展させることを目指します。

NIB103 については、第 I 相臨床試験を通じて安全性、忍容性及び有効性等に関する臨床データを取得し、NIB103 の開発価値を高めるとともに、固形がんに対する PRIME 技術の臨床的な検証を進めることを目指します。

NIB104 については、医師主導第 I 相臨床試験を補完する研究開発を進め、NIB104 を臨床ステージへ着実に進展させることで、NIB103 に続く臨床ステージパイプラインの拡充を図ります。

次世代製法については、製造期間の短縮及び製造工程の自動化に向けた研究開発を進め、高性能 CAR-T 細胞の誘導及び製造コストの削減を図ることで、既存 CAR-T 細胞療法の製造面における競争力の強化を目指します。

当社は、体外で T 細胞を遺伝子改変し製造する ex vivo CAR-T（※13）と、体内で CAR-T 細胞を直接誘導する in vivo CAR-T を単純に相互代替するものではなく、それぞれ異なる開発段階及び製品特性を有する製品モダリティ（※14）として位置付けております。現在臨床開発段階にある ex vivo CAR-T については、NIB103 及び NIB104 の臨床開発並びに次世代製法の開発を通じてその価値及び競争力を高めるとともに、PRIME 技術の臨床的な検証を進めます。一方、これまでの CAR-T 開発で蓄積した技術及び知見を活用して in vivo CAR-T の研究開発を進め、将来的には PRIME 技術の in vivo CAR-T への展開も目指します。これにより、現在の事業価値の向上と将来の成長機会への投資を両立し、二つの製品モダリティによる事業基盤を構築することで、CAR-T 領域における事業機会の拡大を目指します。

資金調達を行うにあたり、下記「（3）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資金使途の目的に適した資金調達の方法を検討した結果、割当予定先より本新株予約権の発行による資金調達手法の提案を受けました。本新株予約権は、当社の資金需要を満たす資金を調達できる蓋然性の高い設計となっております。また、「（3）本新株予約権を選択した理由 【本新株予約権の特徴】 及び【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、本新株予約権による資金調達方法あるいは他の調達方法によるメリット及びデメリット等を総合的に検討し、決定いたしました。

なお、本新株予約権発行による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」をご参照ください。

（2）本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使可能期間を約 2 年（2026年10月 6 日から2028年10月 5 日まで）とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の本新株予約権の発行要項第10項に記載されております。）を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しますが、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約には、以下に定める内容が含まれております。

<本新株予約権の停止指定及び停止指定の撤回>

当社は、本第三者割当契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を随時、何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って 5 取引日前までに書面により停

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

止指定期間の通知を行います。

割当予定先は、かかる停止指定を受けた場合、本第三者割当契約に従い、停止指定期間中に本新株予約権を行使することができません。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って5取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の停止指定の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<割当予定先による本新株予約権の取得の請求>

(イ)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(ロ)本第三者割当契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は(ハ)当社が本第三者割当契約上の義務に違反した場合、割当予定先は、本第三者割当契約に従い、取得期間の初日の前取引日に、当社に本新株予約権の取得に係る通知書を交付することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求に係る通知書を受領した日の翌取引日（当日を含みます。）から15取引日以内に、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得します。

<本新株予約権の譲渡>

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本の増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した、本新株予約権、割当予定先と締結する予定の本第三者割当契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって現時点において最良の資金調達方法であると判断いたしました。

【本新株予約権の特徴】

① 株価への影響の軽減が可能なこと

- ・ 行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が 81 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 60%の水準）に設定されること

② 希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 10,000,000 株（2026 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 43,399,118 株の 23.0%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。
- ・ 本新株予約権に係る新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、行使価額が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにす

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ることができます。

③ 資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズを考慮し、停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

- ・ 本新株予約権には取得条項が付されており、資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

【本新株予約権の留意事項】

本新株予約権には、主に、下記①乃至⑤に記載された留意事項がありますが、当社としては、上記【本新株予約権の特徴】の①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ① 本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日に当該日の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額に修正されます。その結果、当社普通株式の市場株価を下回る価格で株式が発行され、希薄化が生じることとなります。
- ② 本新株予約権の下限行使価額は81円（発行決議日の直前取引日の東証終値の60%の水準）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。
- ③ 本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の直前取引日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。本新株予約権は行使価額修正条項がついているものの下限行使価額が設定されていることから、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、本新株予約権の行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ④ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑤ 本新株予約権発行後、本第三者割当契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があったことが判明した場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

【他の資金調達方法との比較】

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、引受証券会社の選定や準備等に長期間を要し、公募増資を実施できるかどうかは株価動向や市場全体の動向に大きく左右されます。したがって、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や継続開示書類の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから、柔軟性が低く、資金調達の機動性が低いと判断しております。

② 第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

③ 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行との比較

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）の発行は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結予定の本第三者割当契約により、当社は停止指定期間を定めることができるため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、転換価額が固定されているCBは、株価が転換価額より上昇しない限り転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定さ

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

れるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

④ ライツ・オフアリングとの比較

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されることから、現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、現在の当社の利益水準を考慮すると上場要件も満たさないうえに、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。

⑤ その他の商品性の第三者割当による新株予約権の発行との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,361,400,000	12,000,000	1,349,400,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額の主な内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、登録免許税等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

上記差引手取概算額1,349百万円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① In vivo CAR-T の研究開発費	600	2027年1月～2029年12月
② NIB103 の臨床開発費	500	2027年1月～2029年12月
③ NIB104 の研究開発費	125	2027年1月～2029年12月
④ 次世代製法の研究開発費	124	2027年1月～2029年12月
合計	1,349	—

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから支出予定時期中に行使が行われず、本新株予約権による資金調達ができない場合がございます。その場合、優先順位を支出発生時期に充当し、金額不足分は手元資金の活用により上記の使途への充当又は事業計画の見直しを行う可能性がございます。なお、本新株予約権の行使時における株式推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合、資金発生時期の早い順に充当していく予定であります。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりであります。なお、それぞれの具体的な充当期間までは、銀行預金等の安定性の高い金融商品にて資金管理を図る予定であります。

① In vivo CAR-T の研究開発費：600 百万円

当社は、患者の体内に存在する T 細胞へ CAR 遺伝子を直接送達し、体内で CAR-T 細胞を誘導する in vivo CAR-T を、当社の CAR-T 事業における新たな成長領域と位置付け、研究開発を本格的に推進します。当社がこれまで PRIME CAR-T の研究、製造及び臨床開発を通じて培ってきた CAR 及び機能性遺伝子の設計、T 細胞への遺伝子導入、細胞機能評価、薬効薬理・安全性評価、製造・品質並びに臨床開発に関する技術及び知見を活用し、in vivo CAR-T の開発につなげます。将来的には、CAR 遺伝子に加えて IL-7 及び CCL19 等の PRIME 機能を担う遺伝子を体内の T 細胞へ送達することで、PRIME 技術の in vivo CAR-T への展開を目指します。

送達技術については、当社独自の新規ウイルスベクターを有力な候補として開発しております。本ベクターは、T 細胞に特異的に、かつ約 1 時間という短時間で感染するように設計されており、in vivo CAR-T への応用に向けた研究開発を進めております。また、東京大学との共同研究で取り組

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

む核酸送達用ポリマー化合物を用いた非ウイルス性送達技術に加え、外部企業・研究機関が有する送達技術についても評価を進め、最適な送達技術及び搭載する送達遺伝子構成の選定・最適化を進めます。

そのため、本資金調達のうち、研究開発に係る人件費、研究費及び共同研究費として2027年12月期に150百万円、2028年12月期に150百万円、2029年12月期に300百万円を充当する予定であります。2029年12月期については、in vivo CAR-Tの研究開発が開発候補の選定段階から非臨床試験及びIND準備段階へ進展することを想定しており、薬効薬理・安全性・体内動態等の非臨床評価や、製造・品質評価方法の検討等に係る費用が増加することから、2027年12月期及び2028年12月期と比較して充当予定額が増加しております。これらの資金を活用して、送達技術及び搭載遺伝子の最適化、薬効薬理・安全性及び体内動態の評価、製造方法及び品質評価方法の検討を進め、in vivo CAR-Tの開発候補を選定するとともに、非臨床試験を実施し、IND準備段階へ研究開発を進展させることを目指します。

② NIB103の臨床開発費：500百万円

当社は、MSLN（※15）を標的とするPRIME CAR-T細胞であるNIB103を最優先パイプラインとして位置付け、日本国内における開発を進めております。2026年3月24日「NIB103第Ⅰ相臨床試験における第1例目の患者への投与実施のお知らせ」で公表したとおりNIB103の第Ⅰ相臨床試験において患者への投与を開始し、臨床開発を進めております。

2026年12月期までのNIB103の開発費の一部については、2023年6月の新規上場時に調達した資金の一部（2024年12月期から2026年12月期までで869百万円、2026年12月期は289百万円）を充当する予定です。2027年以降についても、第Ⅰ相臨床試験を継続し、NIB103の安全性、忍容性及び有効性等に関する臨床データを取得するため、引き続き研究開発資金が必要となります。

そのため、本資金調達のうち、第Ⅰ相臨床試験の実施に係る人件費及びCRO等の外部委託費として2027年12月期に240百万円、2028年12月期に130百万円、2029年12月期に130百万円を充当する予定であります。

NIB103の臨床データの着実な取得を進めることにより、NIB103の開発価値を高めるとともに、固形がんに対するPRIME技術の臨床的な検証を進め、当社の自社創薬パイプラインの競争力向上及び将来のライセンス・事業提携機会の拡大につなげることを目指します。

③ NIB104の研究開発費：125百万円

当社は、NIB103に続く後続パイプラインとして、NIB104の臨床開発を進めております。国立大学法人山口大学及び国立大学法人九州大学が共同で申請したNIB104の医師主導第Ⅰ相臨床試験に関する研究開発事業（以下「本研究開発事業」といいます。）は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の令和8年度「橋渡し研究プログラム」に採択されており、当社も連携企業として本研究開発事業に参画しております。

そのため、本資金調達のうち、当該医師主導治験を補完し、NIB104の臨床開発を着実に進展させるために、当社が実施又は負担する研究開発費として2027年12月期に25百万円、2028年12月期に50百万円、2029年12月期に50百万円を充当する予定であります。具体的には、NIB104の開発の進捗に応じて必要となる薬効薬理・安全性等の評価、治験製品の製造方法及び品質に関する追加的な検討、原材料及び外部委託、知的財産並びに薬事対応等に係る費用に充当します。

AMEDの支援を受けて大学が進める医師主導治験と、当社が実施又は負担する研究開発を連携して進めることにより、NIB104を臨床ステージへ着実に進展させ、NIB103に続く臨床ステージパイプラインの拡充を図ります。

④ 次世代製法の研究開発費：124百万円

当社は、現在開発中のCAR-T細胞療法の競争力を一層高めるため、製造期間の短縮及び製造工程の自動化を中心とした次世代製法の研究開発を進めております。培養期間の短縮により、CAR-T細胞の製造期間を短縮するとともに、高性能CAR-T細胞の誘導を目指します。また、製造工程の自動

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

化・効率化を進めることにより、製造作業の省力化及び安定化を図り、製造コストの削減及び将来の製品供給体制の強化につなげることを目指します。

そのため、本資金調達のうち、培養期間の短縮及び製造工程の自動化に向けた製造工程・工程条件の検討及び最適化、試作及び性能評価、製造方法及び品質評価方法の検討並びにこれらに必要となる機器、原材料及び外部委託等に係る費用として124百万円を、2027年1月から2029年12月までに充当する予定であります。これらの研究開発を通じて、製造期間の短縮及び製造工程の自動化を実現する次世代製法を確立し、高性能CAR-T細胞の誘導、製造工程の効率化及び製造コストの削減を図ることで、現在開発中のCAR-T細胞療法の製造面における競争力を高め、将来の臨床開発及び製品供給体制の強化につなげることを目指します。

<用語説明>

No.	用語	解説
※1	PRIME 技術	Proliferation-inducing and migration-enhancing 技術の略で、がん免疫細胞療法の効果向上のため、特定のサイトカインとケモカインを免疫細胞に遺伝子導入して発現させる技術であり、当社創業者・代表取締役である玉田耕治らによって開発された技術
※2	CAR-T 細胞療法	CARは Chimeric Antigen Receptor の略であり、キメラ抗原受容体と訳される。CAR-T 細胞療法は CAR を発現するように改変された T 細胞を患者に投与することにより難治性のがんを治療する方法
※3	固形がん	塊を作って増殖するがんであり、がんの中で血液がん以外のものを指す。患者数では、がん全体の約9割を占める
※4	第I相臨床試験	新たな治療法をヒトに投与する初期段階の臨床試験で、主として安全性及び忍容性を確認し、推奨用量等を検討する。抗腫瘍効果等の有効性についても副次的に評価される
※5	医師主導臨床試験	製薬企業ではなく、医師自らが治験の企画、実施及び管理に責任を負って行う臨床試験
※6	T 細胞	血液中に存在する白血球に含まれるリンパ球の一種であり、がんに対する免疫の攻撃において重要な役割を担う。CAR-T 細胞製造のもととなる細胞
※7	In vivo CAR-T	患者の体内に存在する T 細胞へ CAR 遺伝子を直接送達し、体内で CAR-T 細胞を誘導することを目指す治療アプローチ
※8	非ウイルス性送達技術	ウイルスを用いず、ポリマー化合物等を利用して核酸などの遺伝物質を標的細胞へ送達する技術
※9	ウイルスベクター	ウイルスが細胞へ遺伝物質を運ぶ性質を利用し、目的とする遺伝子を細胞へ導入するために用いる送達担体
※10	IL-7 及び CCL19	IL-7はT細胞の生存や増殖等を促すサイトカインであり、CCL19はT細胞や樹状細胞等の移動及び集積を促すケモカイン。いずれもPRIME機能を担う遺伝子として用いられる
※11	非臨床試験	ヒトを対象とする臨床試験の開始前に、細胞や動物等を用いて、薬効薬理、安全性及び体内動態等を評価する試験
※12	IND	Investigational New Drug application の略で、臨床試験を開始するために当局へ提出する申請
※13	ex vivo CAR-T	患者等から採取した T 細胞を体外で遺伝子改変及び培養して CAR-T 細胞を製造し、患者へ投与する治療アプローチであり、NIB103 などの既存パイプラインが該当
※14	製品モダリティ	医薬品における治療手段又は技術方式の類型。本書では、ex vivo CAR-T と in vivo CAR-T を、それぞれ異なる製造・投与方法を有する製品類型として使用している

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

No.	用語	解説
※15	MSLN	Mesothelin（メソテリン）の略。中皮腫、膵がん、卵巣がん等の複数の固形がんで発現が認められる細胞表面タンパク質であり、NIB103の標的分子

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：山本顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2026年9月17日）における当社株式の株価（136円）、ボラティリティ（43.3%）、予想配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.9%）等及び市場出来高等を考慮し、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議の上で、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である金14円としました。なお、本新株予約権の行使価額は、当初、2026年9月17日の東証終値に相当する額である136円とし、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て5%としました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

- （i）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、赤坂国際会計がかかる専門知識・経験を有すると認められること
- （ii）赤坂国際会計と当社との間に資本関係はなく、また、赤坂国際会計は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- （iii）当社取締役がそのような赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- （iv）赤坂国際会計から当社実務担当者及び監査役3名（うち社外監査役3名）全員への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- （v）本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、赤坂国際会計の評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- （vi）本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大10,000,000株（議決権100,000個相当）であり、2026年6月30日現在の当社発行済株式総数43,399,118株（総議決権数433,922個）に対し最大23.0%（当社議決権総数に対し最大23.0%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数10,000,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月（2026年3月から同年8月まで）における1日当たり平均出来高は400,548株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	岡三証券株式会社		
②	所 在 地	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大杉 茂（2026年4月1日現在）		
④	事 業 内 容	金融商品取引業		
⑤	資 本 金	5,000百万円		
⑥	設 立 年 月 日	2003年4月10日		
⑦	発 行 済 株 式 総 数	100,000株		
⑧	決 算 期	3月31日		
⑨	従 業 員 数	2,699人（2026年3月31日現在）		
⑩	主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
⑪	主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	株式会社岡三証券グループ 100%		
⑬	当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
		人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
		取 引 関 係	該当事項はありません。	
		関 連 当 事 者 への 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）（百万円）				
決 算 期		2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
純 資 産		84,034	83,069	87,244
総 資 産		1,001,488	1,206,344	1,215,178
1株当たり純資産（円）		840,348.70	830,691.21	872,448.45
営 業 収 益		70,326	67,635	80,728
営 業 利 益		14,180	10,802	13,928

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

経 常 利 益	13,877	10,987	13,859
当 期 純 利 益	10,632	7,652	9,847
1 株 当 たり 純 利 益 (円)	106,324.30	76,525.36	98,472.69
1 株 当 たり 配 当 額 (円)	86,324	56,525	20,000

(注) 1. 割当予定先の概要は別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在におけるものであります。

2. 割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、①上記「2. 募集の目的及び理由(1) 資金調達の主な目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、②株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めてまいりました。

そのような状況の中、複数の証券会社からの提案を受けていたところ、2026年7月ごろ、割当予定先から本スキームによる資金調達に関する提案を受けました。割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、割当予定先は①当社上場時の引受団の一社として参画以来、当社に対して資本政策をはじめとする様々な提案及び議論を行っていることから、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること等を総合的に判断した上で割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である岡三証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使(下記(7)その他<割当予定先による行使制限措置>①に定義します。)を割当予定先に行わせないことを合意いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先の第23期(2026年3月期)の決算公告における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産(現金・預金: 48,735百万円、流動資産計: 1,203,250百万円)を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために、当社代表取締役社長の玉田耕治より、当社普通株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は利用しません。

(6) ロックアップ

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、本第三者割当契約において、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、本第三者割当契約締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券（以下「本証券」と総称します。）の発行（但し、①当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション制度（信託を利用するものを含む。）に基づき新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合又は株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、②本第三者割当契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、③当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合、④会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当に伴い当社の株式を交付する場合、⑤単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡しに伴い当社普通株式を交付する場合を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。

（7）その他

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2026年6月30日現在）	
武田薬品工業株式会社	18.71%
株式会社鶴亀	16.50%
玉田 耕治	8.72%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	8.48%
瀬戸 恭子	3.23%
大和日台バイオベンチャー投資事業有限責任組合	3.11%
荻原 弘子	2.30%
佐古田 幸美	2.30%
和田 聡	2.20%
株式会社アプリコット	1.57%

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (注) 1. 割当予定先の岡三証券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。なお、2026年12月期の当社の業績に与える影響はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
事業収益	316,818	7,587	5,000
営業損失（△）	△775,391	△1,069,183	△797,255
経常損失（△）	△1,127,594	△962,035	△791,116
当期純損失（△）	△1,130,014	△964,455	△793,536
1株当たり当期純損失（△） （円）	△27.25	△22.28	△18.33
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり純資産額（円）	131.26	108.97	90.65

（単位：千円。特記しているものを除く。）

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況（2026年6月30日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	43,399,118株	100.00%
現時点の行使価額 における潜在株式数	2,689,500株	6.20%
下限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—
上限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始 値	695円	207円	180円
高 値	775円	353円	229円
安 値	186円	121円	120円

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

終 値	212円	170円	133円
-----	------	------	------

(注) 当社は 2023 年 6 月 28 日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2026年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	148円	150円	137円	123円	139円	152円
高 値	162円	154円	146円	150円	172円	153円
安 値	146円	127円	114円	121円	135円	136円
終 値	152円	135円	121円	139円	156円	136円

(注) 2026年 9 月の株価については、2026年 9 月 17 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026 年 9 月 17 日現在
始 値	136 円
高 値	139 円
安 値	136 円
終 値	136 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスについて該当事項はありませんが、新規上場時における調達資金に残額がございますので、以下のとおり記載いたします。

①公募増資（新規上場時）（国内募集及び海外募集）

払込期日	2023 年 6 月 27 日
調達資金の額	2,086 百万円（差引手取概算額）
発行価額	1 株につき金 680.80 円
募集時における発行済株式数	39,579,865 株
当該募集による発行株式数	3,623,000 株（国内：1,019,000 株、海外：2,604,000 株）
募集後における発行済株式数	43,202,865 株
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	下記②の調達資金と合わせて以下のとおり充当予定 (i) 自社パイプライン NIB101 の開発にかかる開発費：1,977 百万円（2023 年 12 月期～2025 年 12 月期） (ii) 自社パイプライン NIB104 以降の非臨床試験にかかる費用：60 百万円（2023 年 12 月期～2024 年 12 月期） (iii) 新規パイプライン創製及び他家技術、培養技術等にかかる研究費：420 百万円（2023 年 12 月期～2025 年 12 月期）
変更後の資金使途及び支出予定時期（注）	下記②の調達資金と合わせて以下のとおり充当予定 (i) NIB101 の開発費：530 百万円（2023 年 12 月期～2024 年 12 月期） (ii) NIB103 の開発費：869 百万円（2024 年 12 月期～2026 年 12 月期） (iii) NIB104 以降の非臨床試験の費用：117 百万円（2023 年 12 月期～2026 年 12 月期）

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	(iv) 新規パイプライン創製にかかる研究費：102 百万円（2023 年 12 月期～2026 年 12 月期） (v) 新規基盤技術に関する研究費：71 百万円（2023 年 12 月期～2026 年 12 月期） (vi) 運転資金：447 百万円（2026 年 12 月期）
現時点における充当状況 （2026 年 8 月末時点）	(i) 530 百万円 (ii) 726 百万円 (iii) 93 百万円 (iv) 102 百万円 (v) 71 百万円 (vi) 294 百万円

（注）当社は、2024年6月28日付「自社創薬パイプラインの優先度再設定及びそれに伴う上場時調達資金使途変更に関するお知らせ」及び2024年10月11日付「（訂正）「自社創薬パイプラインの優先度再設定及びそれに伴う上場時調達資金使途変更に関するお知らせ」の一部訂正について」において、資金使途及び支出予定時期を変更しておりますが、実際の調達資金や当社の開発状況等を踏まえ、本日付けで上記のとおり資金使途及び支出予定時期を変更いたします。

②第三者割当増資（オーバーアロットメントに伴う売出しに関連した第三者割当）

払込期日	2023 年 7 月 26 日
調達資金の額	50 百万円（差引手取概算額）
発行価額	1 株につき金 680.80 円
募集時における発行済株式数	43,202,865 株
当該募集による発行株式数	73,900 株
募集後における発行済株式数	43,276,765 株
割当先	S M B C 日興証券株式会社
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	上記「①公募増資（新規上場時）（国内募集及び海外募集）」に記載のとおり。
変更後の資金使途及び支出予定時期	上記「①公募増資（新規上場時）（国内募集及び海外募集）」に記載のとおり。
現時点における充当状況	上記「①公募増資（新規上場時）（国内募集及び海外募集）」に記載のとおり。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

ノイルイミューン・バイオテック株式会社
第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項

1. 本新株予約権の名称

ノイルイミューン・バイオテック株式会社第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2026 年 10 月 5 日

3. 割当日

2026 年 10 月 5 日

4. 払込期日

2026 年 10 月 5 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を岡三証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 10,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

100,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

金 14 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.14 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 136 円とする。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 95%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 81 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & \text{既発行} & + & \text{新発行・} & \times & \text{1株当たりの} \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{株式数} & & \text{処分株式数} & & \text{払込金額} \\ & & \text{行使価額} & & & & & & \text{時価} \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員を対象とするストックオプション制度（信託を利用するものを含む。）に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \quad \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第 (2) 号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第 (2) 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第 (2) 号の規定にかかわらず、上記第 (2) 号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第 (2) 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

第 3 項記載の割当日の翌銀行営業日（当日を含む。）から 2028 年 10 月 5 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、2028 年 10 月 5 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 14 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2026 年 9 月 17 日の終値とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。